

N0069BW7181 (2023.12)
R2338-06

被保険者のしおり

(契約概要・注意喚起情報)

詳細を見る



個人情報の取り扱いについて(2023P-C)

相談窓口(CSC-NCPI)

カーディフ生命からのお知らせ

カーディフ生命保険株式会社のHPを表示します。



カーディフ損保からのお知らせ

カーディフ損害保険株式会社のHPを表示します。



※カーディフ損害保険株式会社は、保険業法に基づき、カーディフ生命保険株式会社の業務を受託しています。

よくあるご質問

カーディフ生命

カーディフ損保

公式アカウント



友だち登録をお願いします!
無料サービスはこちらから

☑ ご加入プランの保障内容 ☑ 普通傷害保険 (契約概要・注意喚起情報)

●ご加入いただく保険契約の内容をご理解いただくために、特に重要な事項(契約概要)、ご注意いただきたい事項や不利益となる事項(注意喚起情報)について、ご説明しています。保障内容等についてご不明な点はカーディフ損害保険株式会社(以下「保険会社」といいます。)までお問合わせください。ラップ口座に関するお問い合わせは三井住友信託銀行までご連絡ください。

●ご加入にあたっては、この保険の目的がご自身の加入目的に合致しているかを被保険者となる方が、必ずご確認・ご了承のうえ、お申込みください。

●大切に保管してください。

❗保険契約のご加入をお断りした場合、あるいはラップ口座をご契約されなかった場合は、この保険契約の被保険者とはなりませんので、ご了承ください。

❗本保障の不成立を理由にラップ口座の解約を行った場合、解約金額が当初投資金額を下回る場合がございます。またラップ口座に関して生じた報酬等は返金いたしません。

❗団体保険における保険証券・加入者証の交付はございません。

●三井住友信託銀行のラップ口座には、保障サービス「人生安心パッケージ」が付帯されています。

「人生安心パッケージ」には、ラップ口座の新規契約、追加投資または運用資金待機コースからの運用再開の際に加入できます。ただし下記の場合は加入できません。

[加入できない場合]

- ・ラップ口座の定時払戻を選択している場合は、加入できません。
- ・インターネットバンキングで申込みを行う運用資金待機コースからの運用再開の際は加入できません。

ご加入の際には、ラップ口座のご契約金額500万円を1口として、保障内容および保険金額をご選択いただきます。

- ・ご選択いただける保障内容：(加入期間の初日時点で満40歳～満65歳のお客さま)ガン保障、介護保障、傷害保障
(加入期間の初日時点で満66歳～満80歳のお客さま)傷害保障
- ・保障内容につきましては、各保障の「被保険者のしおり(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください。

ご加入プランの保障内容を確認ください。

1 普通傷害

普通傷害保険(主契約)

引受保険会社：カーディフ損害保険株式会社

国内外の「急激かつ偶然な外来の事故」により傷害を被ったとき ▶ 「死亡保険金」、「後遺障害保険金」、「入院保険金」、「手術保険金」をお支払い

普通傷害保険

カーディフ損害保険株式会社

契約概要

普通傷害保険の機能と目的

この保険契約は、銀行などの金融機関を保険契約者とし、金融機関にてラップ口座を契約されたお客さまを被保険者とする団体保険契約です。

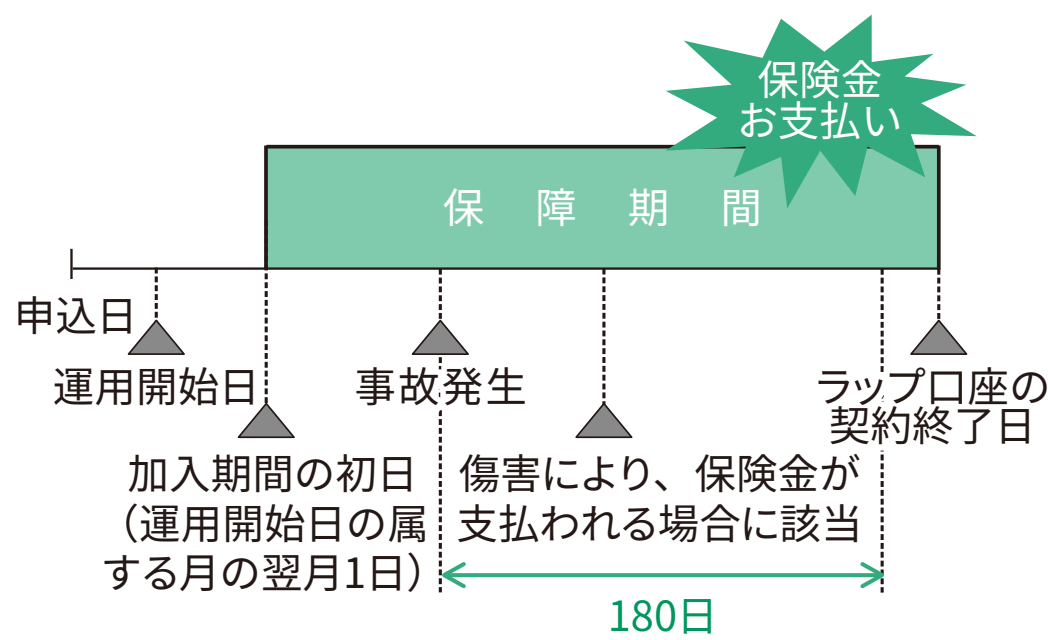
被保険者が、国内外において、不慮の事故により被った傷害の直接の結果として、死亡、後遺障害、入院、手術のいずれかに該当し、所定の条件を満たした場合に保険金をお支払いするための保険です。

ご加入にあたっては、この保険の機能と目的がご自身の加入目的に合致しているかを必ずご確認ください。

商品のしくみ

用語の説明

被保険者	この保険の対象となる方(保障の対象となる方)をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金をいいます。
保障期間	ご加入いただいた保険契約で保険会社が被保険者に対して保障する期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
手術	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為をいいます。ただし、「創傷処理」「皮膚切開術」「デブリードマン」「骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術」「抜歯手術」を除きます。また、先進医療に該当する診療行為のうち、一定の要件を満たしたものを含みます。
保険金額および保険金日額の増額	「普通傷害保険 加入・増額申込書兼告知書」に記載した増額保険金額および増額保険金日額を、追加で加入することをいいます。
保険金額および保険金日額の減額	「減額申込書」に記載した減額保険金額および減額保険金日額を解除することをいいます。
最低保険金額および最低保険金日額	「普通傷害保険 加入・増額申込書兼告知書」に記載されています。



※入院保険金の1事故あたりの支払限度日数は30日です。

※保障の終了については「契約概要/保障終了」をご確認ください。

※保障終了後のラップ口座のお取扱いは金融機関等にご確認ください。

保険契約者	三井住友信託銀行株式会社
被保険者（保障の対象となる方）	上記の保険契約者でラップ口座を契約されたお客さま
引受保険会社	カーディフ損害保険株式会社 ※以下「保険会社」といいます。 東京都渋谷区桜丘町20-1 渋谷インフォスタワー9F
保険の種類（主契約）	普通傷害保険 付帯される特約 ●死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約 ●入院保険金支払限度日数変更特約
保障開始日	保険会社は、「普通傷害保険 加入・増額申込書兼告知書」によりご加入を承諾した場合、傷害保障付のラップ口座の運用開始日の属する月の翌月1日をこの保険の加入期間の初日とし、加入期間の初日から保険契約上の保障を開始します。 初めの申し込み以後に保険金額および保険金日額の増額をした場合は、その増額分の運用開始日の属する月の翌月1日を、増額分についての加入期間の初日とし、加入期間の初日から保険契約上の保障を開始します。
最長継続期間	満85歳（86歳の誕生日を迎える前日） ❗「最長継続期間」とは、被保険者が保障を継続できる最長期間をいいます。
保障終了	次のいずれかに該当した場合、保障は終了します。 ●最長継続期間に達したとき（86歳の誕生日を迎える前日） ●傷害保障付のラップ口座の契約が終了（更新したときはその契約が終了）したとき（保障の終了日はラップ口座の契約終了日の属する月の末日となります。） ●傷害保障付のラップ口座の運用資金待機コースを選択したとき、傷害保障付のラップ口座の運用資金待機コースに移行したとき（プロフィットロック・ロスカットによる運用資金待機コースへの移行を含む）、定時払戻をご契約されたとき（保障の終了日は、運用開始日の属する月の末日となります。） ●ダイナースクラブカードの年会費無料サービスの申込をしたとき（保障の終了日は、切替申込書提出日の属する月の末日となります。） ●被保険者が亡くなったとき ●保険契約者の事情により保障を終了するとき（金利の変動やその他諸事情により加入者の承諾なく保障を終了することがあります。） ●保険金額および保険金日額の減額により、保険金額および保険金日額が最低保険金額および最低保険金日額を下回るとき（保障の終了日は、その減額をした日の属する月の末日となります。） ●保険会社がお引受けできない職業に該当されることとなったとき（その該当された日をもって保障は終了します。） ❗保障期間終了後に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。 なお、ラップ口座の契約終了事由以外で保障が終了した場合、ラップ口座の契約は継続されます。
保険料	保険契約者が負担します。
保険金請求時の連絡先	保険会社にご連絡をお願いします。
配当金	配当金はありません。
脱退による解約返戻金	脱退による解約返戻金はありません。

保険金が支払われる場合

被保険者が国内外において、「急激かつ偶然な外来の事故」によって被った「傷害」に対して「死亡保険金」、「後遺障害保険金」、「入院保険金」、「手術保険金」をお支払いします。

❗「通院」、「疾病(病気)」は保障の対象ではありません。

「急激かつ偶然な外来の事故」とは

- 「急激」とは、突発的に発生することを意味します。つまり原因となった「事故」から結果としての「傷害」までの過程が直接的で、時間的間隔がないことを意味します。
- 「偶然」とは、予知できない出来事であることをいいます。
- 「外来」とは、傷害の原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

例

- ・日常生活で起きる事故（交通事故、はしごなど高所からの転落、火災、転倒 など）
- ・お勤め先や通勤途上の事故（交通事故、工場などで作業中の事故 など）
- ・スポーツや旅行中の事故（スキーによる骨折、交通事故 など）

ここでいう「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状を含みます。

死亡保険金

保険金の種類	死亡保険金
保険金受取人	被保険者の法定相続人

保険金が支払われる場合	日本国内または国外において、不慮の事故により被った傷害の直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。ただし、その事故の発生した保障年度と同一の保障年度に生じた事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金があるときは、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。
	<p>保障年度について</p> 保障年度は、ご加入いただいた初年度は、加入期間の初日から、三井住友信託銀行とカーディフ損害保険株式会社との間でこの保障サービスのために締結された団体傷害保険契約の更新日までをいい、以後その更新日から次の更新日までの1年間をいいます。ただし、「契約概要/保障終了」に該当した場合は、その保障の終了時点で保障年度も終了します。
保険金額	1口（契約金額500万円）あたり、200万円 ●保険金額は、傷害保障付のラップ口座の契約金額に応じた、「普通傷害保険 加入・増額申込書兼告知書」に記載した金額とします。

後遺障害保険金

保険金の種類	後遺障害保険金
保険金受取人	被保険者
保険金が支払われる場合	日本国内または国外において、不慮の事故により被った傷害の直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき、後遺障害等の程度により、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、各保障年度ごとに合算し、「普通傷害保険 加入・増額申込書兼告知書」に記載の後遺障害保険金額が限度となります。
	<p>保障年度について</p> 保障年度は、ご加入いただいた初年度は、加入期間の初日から、三井住友信託銀行とカーディフ損害保険株式会社との間でこの保障サービスのために締結された団体傷害保険契約の更新日までをいい、以後その更新日から次の更新日までの1年間をいいます。ただし、「契約概要/保障終了」に該当した場合は、その保障の終了時点で保障年度も終了します。
保険金額	1口（契約金額500万円）あたり、200万円 ●保険金額は、傷害保障付のラップ口座の契約金額に応じた、「普通傷害保険 加入・増額申込書兼告知書」に記載した金額とします。

入院保険金

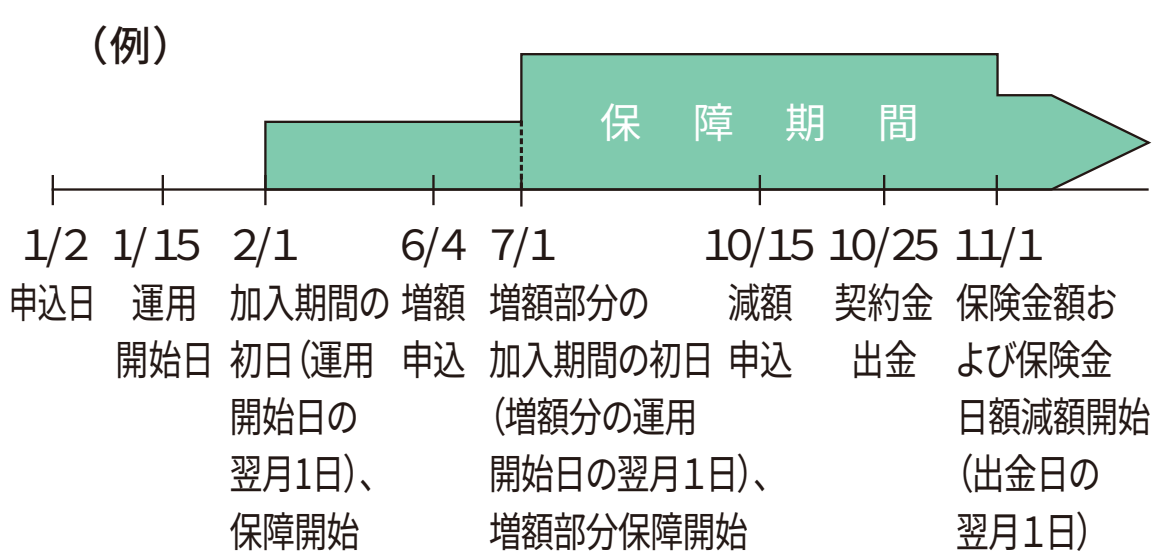
保険金の種類	入院保険金
保険金受取人	被保険者
保険金が支払われる場合	日本国内または国外において、不慮の事故により被った傷害の直接の結果として、自宅での治療が困難な場合に、医師による治療を必要として入院したとき、1日につき「普通傷害保険 加入・増額申込書/告知書」に記載の入院保険金日額をお支払いします。 ●30日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院期間に対しては、入院保険金を支払いません。 ●入院保険金が支払われる期間中新たに他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金を支払いません。
保険金額	1口（契約金額500万円）あたり、日額5,000円 ●保険金日額は、傷害保障付のラップ口座の契約金額に応じた、「普通傷害保険 加入・増額申込書兼告知書」に記載した金額とします。

手術保険金

保険金の種類	手術保険金
保険金受取人	被保険者
保険金が支払われる場合	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、不慮の事故によって被った傷害の治療のために手術を受けたとき。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。
保険金額	入院中に受けた手術の場合：入院保険金日額×10=手術保険金の額 上記以外の手術の場合：入院保険金日額×5=手術保険金の額 ●保険金額は、傷害保障付のラップ口座の契約金額に応じた、「普通傷害保険 加入・増額申込書兼告知書」に記載した金額とします。

保険金額および保険金日額の増額・減額

- 加入期間の途中で保険金額および保険金日額を増額した場合は、事故発生日の属する月の初日に保障を開始している保険金額および保険金日額となります。
- 保険金額および保険金日額の減額をした場合は、その減額分の保険金額および保険金日額は、契約金の出金日の属する月の翌月1日から減額されます。（複数口の保障に加入しており、減額等により一部保障が終了する場合は、「減額申込書」の提出が必要です。）
- 事故発生效后に保険金額および保険金日額の増額または減額をしても、その事故による死亡、後遺障害、入院、手術に対して支払われる保険金額および保険金日額は変わりません。



- 保険金額および保険金日額は、次の上限があります。
 - ・同一金融商品におけるこの保険商品の保険金額および保険金日額を合計して、死亡保険金・後遺障害保険金1,000万円、入院保険金日額25,000円が上限金額（上限口数5口）
 上限金額を超える場合は、ご加入をお引受けできませんので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報

保険金が支払われない主な場合

● 次のいずれかの事由によって生じた傷害については、保険金をお支払いしません。

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 被保険者の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等服用時の運転中に生じた事故
- 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- 被保険者の妊娠、出産、早産、流産
- 被保険者に対する外科的手術やその他の医療処置によって被った傷害（ただし、保険会社が保険金を支払うべき傷害を治療する場合は、保険金をお支払いします）
- 被保険者に対する刑の執行
- 戦争、暴動等（テロ行為を除く）
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 核燃料物質等の有害な特性による事故
- 被保険者がスカイダイビング、ハンググライダー、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はんなど、特に危険度の高いスポーツをしている間の事故
- 被保険者が自家用飛行機等操縦中の事故
- 自動車、ゴーカート、スノーモービル等を用いて競技等を行っている間の事故
- 有毒ガス、有毒物質を継続的に吸入、吸収、摂取したことによる中毒症状、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒

● 被保険者が頸部症候群（むちうち症）、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないものは、当該症状がどのような原因によるものでも、保険金をお支払いしません。

● 靴ずれ、しもやけ、野球肘、テニス肩、各種職業病など、「急激かつ偶然な外来」の条件を欠く傷害については、保険金をお支払いしません。

● 被保険者が「保険金が支払われる場合」の傷害を被ったとき、既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または当該傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により、保険金をお支払いする傷害が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

● 正当な理由がなく、被保険者が治療を怠ったまたは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために保険金をお支払いする傷害が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

● 保障期間中に、保険会社がお引受けできない職業に該当されることとなったときは、そのとき以降に生じた事故による死亡、後遺障害、入院、手術に対しては保険金をお支払いしません。

保険会社がお引受けできない職業：保険会社がお引受けできない職業については「注意喚起情報／「告知」についての重要事項／告知いただく事項」に記載の「お引受けできない職業」をご確認ください。以下同じとします。

重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約が解除されることがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として保険金の支払事由の原因を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ④ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力等に該当すると認められた場合
 - ⑤ 「①」から「④」までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、「①」から「④」までの事由がある場合と同程度に保険会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- 「①」から「⑤」までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生したその支払事由に対しては、保険金はお支払いできません。

契約の無効および取消し

- 保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約をした場合は、ご契約が無効になることがあります。
- 詐欺または強迫によって締結された場合は、ご契約が取り消されることがあります。

「告知」についての重要事項

被保険者には保険契約上重大なことがらについて、ありのままを正しく告知していただく義務があります。

告知いただく事項

- ご加入時または、保険金額および保険金日額の増額時のお申込みにあたっては、ご職業について書面でおたずねし、これらの内容にもとづいて保険契約をお引受けできるかどうか決めさせていただいております。
- 他のご加入者との公平性を保つため、次のような特に危険を伴うお仕事に従事されている場合はお引受けできません。

お引受けできない職業

オートテスター、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート（水上オートバイ含む）競争選手、猛獣取扱者（動物園飼育係を含む）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含む）、力士など

告知の方法

告知は、指定された書面にご記入のうえ、これをご提出ください。口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

告知義務違反

告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、告知義務違反として保険契約を解除することがあり、保険金が支払われない場合があります。

預け替えの場合のご注意

他の保障付金融商品に預け替えをされる場合は、次の点に十分にご注意ください。

- 新規ご加入の場合と同様に告知義務があります。
- 告知内容によっては、あらたにご加入のお引受けができなかったり、告知をされなかったために告知義務違反として保険契約が解除となり、保険金が支払われない場合があります。

ご加入後、変更があった場合

次に該当した場合は、被保険者の方から、金融機関等またはカーディフ損害保険株式会社カスタマーサービスセンターまで速やかにご連絡ください。

●被保険者の職業または職務の内容が変更になった場合

❶ご契約内容にかかわる重要な事項についてご通知いただけなかった場合、保険金をお支払いできない場合もありますのでご注意ください。また、ご通知いただいた内容によっては、保障を継続できない場合があります。特に、保険会社がお引受けできない職業に該当されることとなったときは、該当された日をもって保障は終了し、その日以降に生じた事故による死亡、後遺障害、入院、手術に対しては保険金をお支払いしませんので、あらかじめご了承ください。

保険契約のお申込みの撤回等

❶この保険契約は金融機関等が保険契約者となる団体保険契約のため、保険契約の申し込みの撤回または保険契約の解除（クーリング・オフ）の適用対象となりません。加入申込後に、保障の種別を変更することはできません。

保険金の請求

被保険者が保険金が支払われる場合に該当されたときは、30日以内にお客さまから直接保険会社にご連絡をお願いします。

❶お客さまからのご請求に応じて、保険金のお支払いを行う必要がありますので、保険金のお支払事由に該当した場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合についてもすみやかにご連絡ください。

保険金請求書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）に、次の書類のうち保険会社が求めるものをご提出いただきます。

●保険金請求書

●当会社の定める傷害状況報告書

●公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書

●死亡診断書または死体検案書

●後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書

●入院日数を記載した病院または診療所の証明書類

●死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書

●被保険者の印鑑証明書

●被保険者の戸籍謄本

●法定相続人の戸籍謄本

●委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

❶この他、保険金のお支払いに必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類をご提出いただく場合があります。

代理請求人制度

被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、保険金の支払いを受けるべき被保険者に代理人がないときは、次のいずれかの方がその事情を示す書類をもってその旨を申し出ていただくことにより、被保険者の代理人として保険金を請求できます。

次の条件に該当する方にも、この保険の内容および代理請求人制度についてご説明ください。

①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。）

②「①」の方がいない場合、または「①」の方に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③「①」および「②」の方がいない場合、または「①」および「②」の方に保険金を請求できない事情がある場合は、「①」以外の配偶者または「②」以外の3親等内の親族

❶代理請求された方に保険金をお支払いした場合は、その後被保険者からその保険金の請求を受けても重複してはお支払いしません。

保険金の支払時期

請求の手続きが完了した日を含めて30日以内に保険金の支払いに必要な確認を終え、保険金をお支払いします。

ただし、確認に特別な照会または調査が必要となり30日以内に支払いができないときは、その確認する事項と確認を終える時期を通知します。

❶正当な理由がなく、事故のご連絡がない場合、保険会社は、それによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

❶被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含む）が所定の書類を提出されないとき、または提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違することを記載されたときは、保険金をお支払いできません。

相談窓口

引受保険会社が経営破綻した場合

万一引受保険会社が経営破綻した場合、保険金のお支払いが一定期間凍結されたり、破綻時の引受保険会社の財務内容により保険金の額が削減されたりする場合があります。保険金のお支払いは、損害保険契約者保護機構により補償されます。その補償割合は破綻後3ヵ月以内に発生した保険事故については100%、3ヵ月経過後に発生した保険事故については80%となります。詳細はカーディフ損害保険株式会社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

指定紛争解決機関

カーディフ損害保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。カーディフ損害保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人保険オンブズマンに解決の申立てを行うことができます。詳細は下記保険オンブズマンのホームページをご覧ください。

一般社団法人保険オンブズマン TEL 03-5425-7963

受付時間9:00～17:00（12:00～13:00、祝日、年末年始等を除く月曜日～金曜日）

ホームページ <https://www.hoken-ombs.or.jp/>

引受保険会社への苦情・ご相談窓口

保障内容についてご不明の点やご請求についてのお問い合わせは、下記にご連絡ください。

カーディフ損害保険株式会社 カスタマーサービスセンター

TEL 0120-223-628

受付時間 9:00～18:00（祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日）

保険契約へのご加入にあたっては、この個人情報の取り扱いについてご同意いただく必要があります。ご同意いただけない場合、この保険契約にご加入いただくことはできません。

個人情報の取得について

- 本契約/加入に際して「申込書兼告知書兼同意書」や「申込書兼同意書」等を使用、または他の方法（Webサイトで入力等の電磁的方法による場合を含む）により取得した個人情報は、当該書面に記載の保険契約者（協定により同一機関とみなした機関を含む）が取得します。保険契約者は、保険契約を締結する保険会社（共同取扱会社である生命保険会社および共同保険引受会社である損害保険会社を含みます。以下同じ）に個人情報を提供します。
- 医師の「健康診断結果証明書」や「診断書」等の提出をお願いした場合は、これらに記載の個人情報も同様です。なお、保険会社は、これらの書類を作成した医療機関等に対して当該書類の記載内容に関して質問し、お客様の保健医療等の機微（センシティブ）情報を取得する場合があります。
- 保険金・給付金等のご請求時に保険契約者や保険会社が取得した個人情報についても、同様に取り扱います。
- 保険契約の種類によっては、保険会社は、次のお取引内容に関する個人情報について、保険契約者から提供を受けこれを取得する場合があります。
 - ・ 保険契約の対象となるローン契約の返済額、返済日等
 - ・ 保険契約の対象となる保障付金融商品の契約金額、契約期間等
- 保険会社のWebサイトで入力いただく等保険加入の方法によっては、お客様の個人情報を、保険会社が取得する場合があります。
- 保険会社のWebサイトで入力いただく場合は、保険会社は、ご入力いただく個人情報にもとづいて、保険金額（借入額）および借入期間（保険期間）等の保険加入に必要な情報を保険契約者から取得します。

利用目的について

- 保険契約者が本保険契約の運営において入手する個人情報の利用目的は次のとおりです。
 - ・ 本保険契約の事務手続き
 - ・ 本保険契約の加入諾否結果をローンのお借入れや保障付金融商品のご加入に際し利用する場合があります。
- 保険会社が取得したお客様の個人情報の利用目的は次のとおりです。
 - ・ 各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ・ その他保険に関連・付随する業務
 - ・ 保険会社関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供
 - ・ 保険会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実等

機微（センシティブ）情報の取得、利用について

- 機微（センシティブ）情報である人種、民族、信条、門地、本籍地、保健医療、性生活、犯罪経歴、または労働組合への加盟に関する情報については、保険業法施行規則にもとづき、保険事業の適切な業務運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
- 保険会社は、これらの情報については、限定されている目的以外では取得、利用しません。

保険会社から保険契約者への個人情報の提供について

- 保険会社は、加入諾否結果等保険契約の運営に必要な情報を保険契約者に提供します。
- 保険契約者は、提供された個人情報を本保険契約の事務手続きのために利用します。また、本保険契約の加入諾否結果をローンのお借入れに際し利用することがあります。

再保険会社への個人情報の提供について

- 保険会社は、引受リスクを適切に管理するために再保険（再々保険以降の出再を含みます。）を利用することがあります。
- そのため、再保険引受会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いに利用することを目的として、当該業務遂行に必要なお客様の次の個人情報を再保険引受会社に提供することがあります。
 - ・ 氏名・性別・生年月日・保険金額等の保険契約内容に関する情報・当該保険契約に関する引受けおよび支払査定時に利用する告知書記載事項（電磁的方法による場合を含む）を含む保健医療等の機微（センシティブ）情報等・保険会社における支払結果

個人情報の継続利用について

- 今後、借入金額（保険金額）および借入期間（保険期間）や保障付金融商品の契約金額および契約期間等、お客様の個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き保険契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。
- 引受保険会社は、今後、変更される場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

個人情報の共同利用について

- カーディフ生命保険株式会社が取得したお客様の個人情報は、個人情報を共同利用するカーディフ損害保険株式会社が取得・利用することがあります。
- カーディフ損害保険株式会社が取得したお客様の個人情報は、個人情報を共同利用するカーディフ生命保険株式会社が取得・利用することがあります。
- その際、保健医療等に関する機微（センシティブ）情報は、保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務上必要な範囲で取得・利用します。

保険会社における個人情報の取り扱いの詳細について

保険会社におけるお客様の個人情報の利用、管理およびそれらの目的等、取り扱い、共同利用についての詳細は、ホームページにて、ご確認くださいませ。

カーディフ生命保険株式会社

<https://life.cardif.co.jp/privacy/>

カーディフ損害保険株式会社

<https://nonlife.cardif.co.jp/privacy/>

保障内容についてご不明の点やご請求についてのお問い合わせは、下記にご連絡ください。

カーディフ損害保険株式会社
カスタマーサービスセンター

通話
無料

0120-223-628

受付時間9：00～18：00
(祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日)

公式アカウント



友だち登録をお願いします!
無料サービスはこちらから